

HORIBA グループ 含有削減物質基準 第 4.1 版

2021 年 9 月 28 日
株式会社堀場製作所

改訂の履歴

版	変更日	内容
1	2014年1月6日	初版
2	2015年10月1日	EU RoHS 指令 No. 2015/863 公布に伴う対象物質追加
3	2017年7月1日	EU RoHS 指令 No. 2015/863 の対象物質を含有禁止物質基準に移動 PFOA とその塩、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2）、ヘキサクロロベンゼンを追加
4	2018年3月1日	PFOA とその塩、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2）、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)を含有禁止物質基準に移動 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が1）、ビスフェノール A を追加 発行部署名変更
4.1	2021年9月28日	PIP(3:1)を追加

HORIBA グループグリーン調達ガイドラインで規定している 含有削減物質リスト（物質群）

HORIBA グループに納入される部品、材料、および HORIBA グループの出荷製品が含有している、本表に規定する物質の代替に向けた課題の検討をお願いします。

No.	物質群	参照法令	用途例
7	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が1）	Canadian Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012	防腐剤、防カビ剤
9	ビスフェノール A	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 SVHC	感熱紙、樹脂、接着剤
10	リン酸トリアリールイソプロピル化物 リン酸トリス（イソプロピルフェニル） （PIP(3:1)）	40 CFR Part 751 TSCA PBT 規則	難燃・可塑剤



株式会社 堀場製作所
品質安全統括センター

TEL : 075-325-5086

URL : <http://www.horiba.co.jp>